

栄養士免許証の各申請をされる皆様へ

# 令和3年10月1日から 栄養士免許証に係る申請手数料の 納付方法が変わります

これまで栄養士免許証に係る各申請手数料は鳥取県収入証紙で納付することとなっていました  
たが、**鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月30日で終了**するため、納付方法が変わります。

## 【令和3年10月1日～】県内3か所の申請窓口と納付方法

| 申請窓口          | 鳥取市保健所<br>保健医療課                              | 中部総合事務所倉吉保健所<br>健康支援総務課                  | 西部総合事務所米子保健所<br>健康支援総務課          |
|---------------|--|--|----------------------------------|
| (所在地)         | 鳥取市富安2丁目138-4<br>市役所駅南庁舎1階                   | 鳥取県倉吉市東巖城町2                              | 米子市東福原1丁目1-45                    |
| (問合せ先)        | 0857-30-8531                                 | 0858-23-3143                             | 0859-31-9319                     |
| 納付方法<br>と納付場所 | 申請窓口でお渡しする<br>納付書により<br>現金でお支払いください。         | 現金、電子マネー、クレジット<br>カードのいずれかで<br>お支払いください。 | 現金でお支払いください。<br>※おつりのないようお願いします。 |
|               | 銀行、郵便局（ゆうちょ銀行：中国<br>5県内店舗に限る）、コンビニエ<br>ンスストア | 中部総合事務所2号館1階<br>倉吉保健所内食品衛生協会             | 西部総合事務所米子保健所<br>栄養士免許申請窓口        |
| 申請時の<br>添付書類  | 納付済証   | 納付票添付用の<br>レシート                          |                                  |

※現在県外にお住まいの方で、鳥取県知事名の免許の書換え及び再交付申請が必要な方は、各保健所窓口  
にお問い合わせください。

### ■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり手数料の納付に使用  
できます。

### ■使用予定がない証紙の払い戻し

令和3年10月1日から令和8年9月30日（必着）までに還付請求をしていただくことにより、ご指定の  
口座に返還します。（但し返還額は、額面から手数料3.3%を控除した額になります。）

※詳細については、鳥取県会計管理局会計指導課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>）  
または電話（0857-26-7437）でご確認ください。

### <お問合せ先>



健康づくり文化創造シンボルキャラクター  
「パンキトリビー」

○栄養士免許の申請（手数料納付方法含む）に関すること  
各保健所申請窓口（表中の問合せ先参照）

○その他、本チラシの内容に関すること

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課健康づくり文化創造担当

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220 電話：0857-26-7861